

平成29年1月20日

加東市長 安田正義様

加東市特別職報酬等審議会

会長 佐々木正利



教育長及び病院事業管理者の給料の額について（答申）

平成28年6月30日付け諮問第8号及び平成28年11月15日付け諮問第12号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 教育長の給料月額 現行額に5千円から1万円までの増額
- 2 病院事業管理者の給料月額 市長の給料月額の90%～95%の間の額
- 3 判断理由

(1) 教育長の給料月額について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」（以下「改正法」という。）の施行に伴い新設された教育長の給料月額については、これまでの教育委員長の職務・職責分の負担が追加されること及び教育委員長の報酬額並びに他市町の動向を考慮した結果、改正法前の教育長の給料月額より引き上げること及び引き上げる額に関しては、改正法前の教育長の給料月額に5千円から1万円の範囲において加算した額で定めることが適当であると判断した。

(2) 病院事業管理者の給料月額について

平成29年4月1日から地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等を除く規定を適用することに伴い設置される病院事業管理者の給料月額については、病院事業の業務を執行し、当該業務の執行に関し全責任を負うことになること及び特別職と職員の給料月額の差などを考慮した結果、市長の給料月額の90%から95%の範囲において定めることが適当であると判断した。